

令和8年度

Scope3排出量削減のための 企業間連携による省CO₂設備投資促進事業

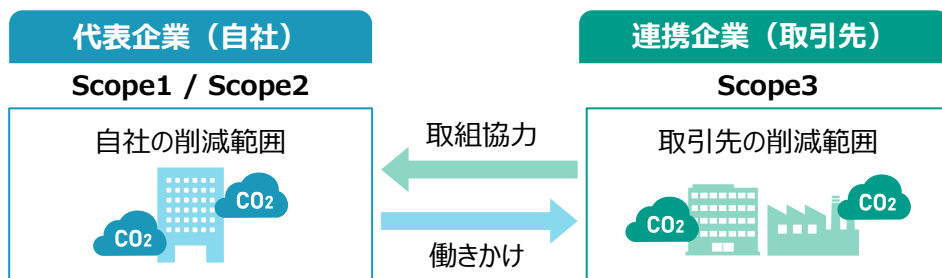
近年、脱炭素時代の流れの中で、自社のScope1・2だけでなく、Scope3を含めたバリューチェーン全体でのCO₂排出量の削減が取引先や顧客からも注目されています。本補助事業は、バリューチェーンを構成する複数の事業者と連携し、工場・事業場の省CO₂設備投資を行うことでScope3削減を実現し、産業競争力の強化と持続可能な経済構造への転換を図ることを目的としています。



既存の設備を改修してScope3排出量を削減する取組を支援！

1 良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



2 サプライチェーン全体でCO₂排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量（Scope1・Scope2）を含め、連携企業の温室効果ガス排出量（Scope3）を削減する省CO₂設備の導入等の取組を支援



3 事業効果：CO₂排出削減・産業競争力強化・GX市場創造の実現！



公募期間

令和8年7月30日（木）～ 令和8年11月13日（金）17時必着

第1期締切：令和8年 9月 4日(金) 17時必着

第2期締切：令和8年10月 9日(金) 17時必着

最終締切：令和8年11月13日(金) 17時必着

※交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了します。

※予算の状況に応じて、申請受付終了見込み時期を協会のホームページで公表予定です。

※本事業では最大3年間、年度の切れ目なく事業の実施が可能です。

補助対象内容

詳しくは、Scope3事業ウェブサイトをご確認ください。

主な要件	・代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること ・代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること ※ 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと
対象設備	現在の設備構成に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入 (産業・業務用設備機器や生産設備等のエネルギー使用設備機器、燃料・エネルギー供給設備等) ※ 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと ※ ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと
補助上限額	15億円 (1事業者につき)
補助率	中小企業 1/2 大企業 1/3 ※大企業は「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO₂排出量を3,000t-CO₂/年以上削減する場合の補助率は1/2

申請フロー



※電子申請方式（Jグランツ/jGrants利用）

※詳細は公募要領をご確認ください。

留意事項

- ・本資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- ・補助金の交付を申請できる者は、直近2期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス）がなく、適切な管理体制及び処理能力を有する者とします。
- ・交付決定通知前に契約・発注等を行った経費は、交付規程に定める場合を除き、補助対象外となります。
- ・交付決定した事業者名、補助事業の概要等は公表します。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその効率的運用を図る必要があります。
- ・補助事業の適切かつ円滑な実施のため、実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- ・事業完了後、完了実績報告書を提出する必要があります。審査・確定検査後に補助金を支払います。
- ・補助事業の経費に関する帳簿とすべての証拠書類は、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間、閲覧できるように保存しておく必要があります。
- ・取得財産等を処分（目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ承認を受ける必要があります。

お問い合わせ Scope3事業ウェブサイトのお問い合わせページより個別相談会を実施しております。

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会

E-mail : 08scope3@rcespa.jp

▶▶▶ Scope3事業ウェブサイト

<https://rcespa.jp/r08-scope3/r08-scope3-no1/r08-scope3-no1-briefing>

